

Ⅱ 学校いじめ防止基本方針

R5,7 改訂

はじめに

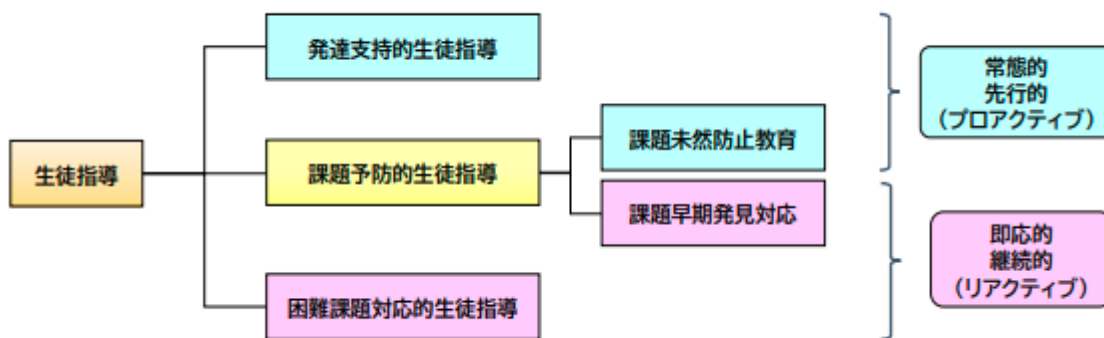
本方針では、学校がどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定めている。いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、積極的ないじめ認知に努め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにチームとして本方針を共有していくことが重要である。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法総則参照）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

学校では、「いじめ」を受けてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめの発生を未然に防ぐ取り組み



生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省

上図の2軸3類型4層で整理された生徒指導の構造について共通認識をもち、特に全ての児童生徒を対象とした積極的な生徒指導（プロアクティブな生徒指導）の充実を図っていく。

「発達指示的生徒指導」

課題が発生する前に常態的・先行的に行う

- ・日常的な声掛け、授業や行事等を通したコミュニケーション → 居場所づくり・自尊感情の高まり
- ・主体的な学び、協働的な学び、絆づくり → 自己有用感の高まり
- ・日々の授業を通した主体的で対話的で深い学びの実現 → 自己調整を通した非認知能力の育成

「課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）」

特定の課題を意識して全ての児童に対する生徒指導上の諸課題を未然防止するために行う

- ・いじめ防止教育、自殺予防教育、薬物乱用防止教室、非行防止教室、情報モラル教室など。

「課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）」

特定の課題を意識し、予兆が見られる等の一部の児童の課題深刻化を防止するために行う

- ・いじめ、不登校、自殺等の深刻な事態が生じないように、教育相談や家庭訪問を実施。

「困難課題対応的生徒指導」

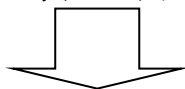
深刻な課題を抱える特定児童に対して、関係機関とも連携しつつ指導・援助するために組織的に行う。

- ・ いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW 等）だけでなく、校外の教育委員会等警察、病院、児童相談所、NPO 等の関係機関との連携・協働による課題対応を行う。

3 いじめの早期発見のための手立て

学校では	家庭は
・ 個々の児童の行動、様子の観察 〔朝ホールや教室で挨拶、健康チェック、授業中、休み時間、給食中、掃除中〕児童の精神的な変化を日々チェック。 ・ 児童アンケート （「いじめアンケート」「学校評価」） ・ 児童個人面談（だれにでも相談できる週間） ・ 児童記録（「頑張っている事」「気になる行動」の記録） ・ 懇談会（個人・学級・学年） ・ 職員朝会で職員から児童の様子の報告、職員会議での実態報告と協議 ・ 全校朝会での課題未然防止教育 いじめ防止教育，SOS の出し方教育 ・ スクールカウンセラー（SC）の活用	・ 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。 ・ 元気がない、イライラすることが多いなど、投げやりな様子がある。 ・ チック症状や睡眠時にうなされる、寝付けないなどの症状が急に出てきた。 ・ 原因の分からない傷や打撲の跡がある。 ・ 何かに悩んで困っている様子なのに、聞いても理由を言わない。（ふさぎこむ） ・ 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。 ・ お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。

気になる様子があれば家庭と学校で連絡を取り合う



聞き取りや行動観察を開始・・・すぐにはっきりしない場合は、1週間ほど継続観察
→「周りの児童からの情報はないか」「不自然な行動はないか」「気になる点」等を記録

4 校内体制について

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する

<構成員>

校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター，（スクールカウンセラー）

<活動>

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、個人面談等）
- ・ いじめ防止に関すること（児童会活動等）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<いじめに対する措置>

- ① いじめにかかわる相談を受けた場合は速やかに事実の有無の確認を行う
- ② いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。

- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、福島町教育委員会及び松前警察署等と連携して対処する。

5 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、福島町教育委員会に速やかに報告する。
- ②福島町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 関係法令

いじめ防止対策推進法

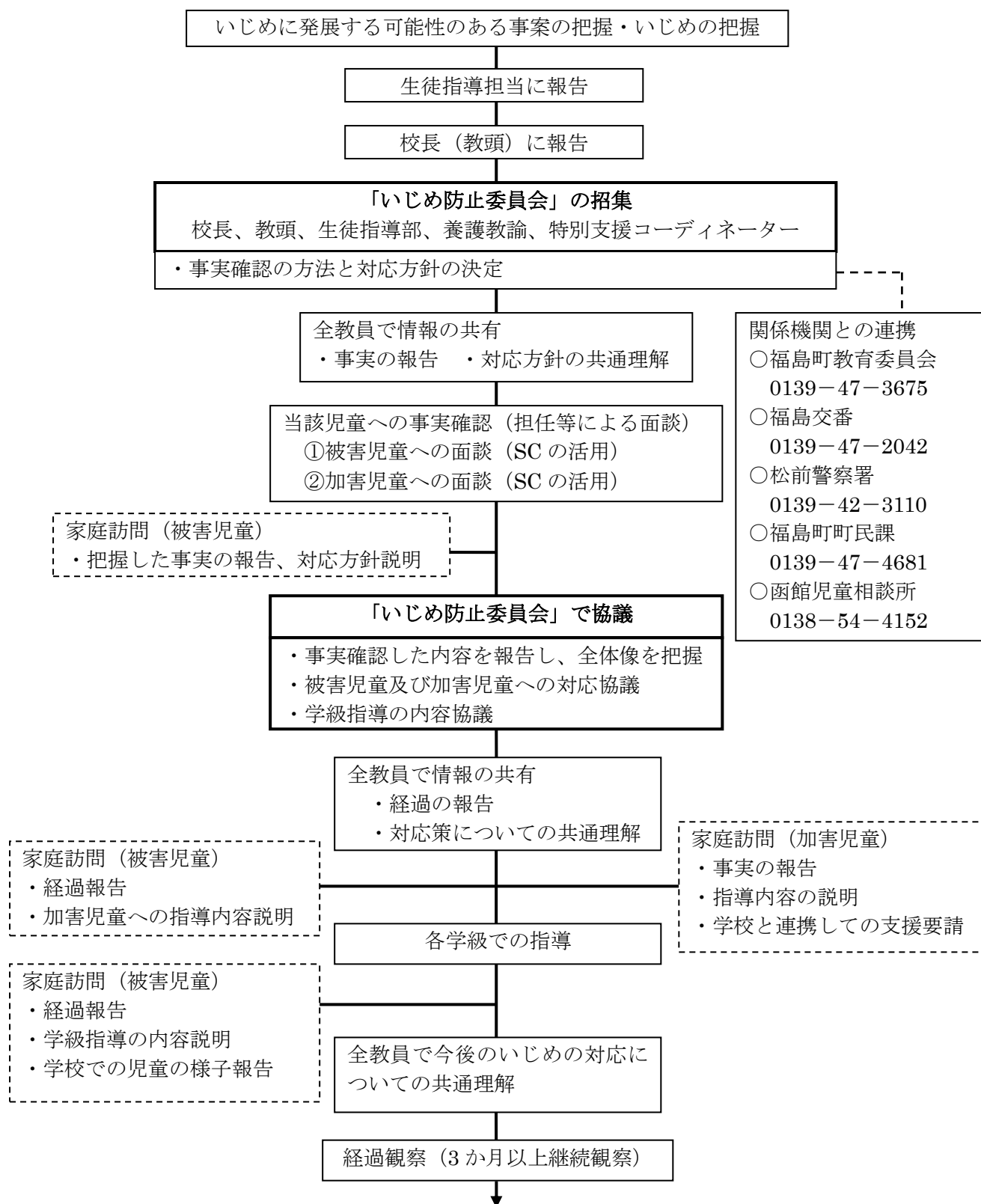
第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第三条

- 1 いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめ防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）



※関係児童への面談の記録を残す。（担任）

※いじめ防止委員会の協議内容、事案への対応の記録を残す。（生徒指導部）